

第十一条 県は、犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）の普及に努めるものとする。

（道路等に関する指針の策定等）

第十二条 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（犯罪の防止に配慮した住宅の普及）

第十三条 県は、犯罪の防止に配慮した住宅の普及に努めるものとする。

（住宅に関する指針の策定等）

第十四条 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 住宅を建築しようとする事業者及び共同住宅を所有し又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、住宅を建築しようとする者、住宅を所有し又は管理する者、住宅に居住する者等に対し、住宅の防犯性の向上について、情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

（推進体制の整備）

第十五条 県は、安全・安心まちづくりに関する施策を総合的に推進するため、県、市町村、県民、事業者及び関係団体が意見を交換し、及び相互に協力することができるようにするための体制の整備について、必要な措置を講ずるものとする。

（市町村に対する協力）

第十六条 県は、市町村が安全・安心まちづくりに関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

#### 附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県食品の安全・安心に関する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

## 秋田県条例第二十号

## 秋田県食品の安全・安心に関する条例

食品は、人間の生命の維持に欠くことのできないものであり、その安全性が確保されることは、私たちが健康で充実した生活を送る上で極めて重要である。

近年において、国際化の進展、科学技術の発展等により、輸入食品、加工食品等の様々な食品が販売されるなど、私たちの食生活は豊かになる一方で、国内外において食品の安全にかかわる重大な問題が相次いで発生するなど、食品を取り巻く環境は大きく変化し、消費者にとって、食品の安全性の確保は切実な願いとなっている。

食品の安全性及び食品に対する消費者の信頼性を確保していくことは、我が国の食料自給に大きな役割を果たす本県が取り組むべき重要な課題であり、本県の農林水産業及び食品産業の振興にも寄与するものである。

今こそ、私たちは、それぞれの責務と役割を十分に自覚し、互いに連携協力しながら食品の安全性を確保するための取組を推進していくとともに、消費者が県産の食品を安心して食べることができるよう、その安全性に関する情報を県内外に発信していかなければならない。

ここに、食品の安全性及び食品に対する消費者の信頼性の確保について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、このために必要な取組を総合的かつ計画的に推進していくため、この条例を制定する。

## (目的)

**第一条** この条例は、食品の安全・安心について、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、食品の安全・安心に関する施策の基本的な事項を定めることにより、食品の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で充実した生活の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 食品 すべての飲食物（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。
- 二 食品の安全・安心 食品の安全性及び食品に対する消費者の信頼性の確保をいう。
- 三 食品関連事業者 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）若しくは添加物（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二条第二項に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第四項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第五項に規定する容器包装をいう。）の生産、流通又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。

## (基本理念)

**第三条** 食品の安全・安心は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に必要な措置が講じられること。
- 二 農林水産物の生産から食品の消費に至るまでの各段階において必要な措置が適切に講じられること。
- 三 県、食品関連事業者及び消費者が連携協力を図りながら、それぞれ主体的に取り組むこと。

## (県の責務)

**第四条** 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食品の安全・安心に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

## (食品関連事業者の責務)

**第五条** 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らが食品の安全・安心について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全・安心に必要な措置を適切に講ずるとともに、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の提供に努め、及び県が実施する食品の安全・安心に関する施策に協力するものとする。

## (消費者の役割)

**第六条** 消費者は、基本理念にのっとり、自ら進んで食品の安全・安心に関する知識を修得し、食品の安全・安心に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全・安心に積極的な役割を果たすものとする。

## (基本計画)

**第七条** 知事は、食品の安全・安心に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食品の安全・安心に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

## 一 食品の安全・安心に関する目標及び施策の方向

二 前号に掲げるもののほか、食品の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

## (県民の意見の反映)

第八条 県は、食品の安全・安心に関する施策に県民の意見を反映することができるように意見を述べる機会の付与その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の支援)

第九条 県は、食品関連事業者が自発的に行う食品の安全・安心に関する活動を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を講ずるものとする。

(生産から消費に至るまでの各段階における一貫した指導等)

第十条 県は、農林水産物の生産から食品の消費に至るまでの各段階において、一貫した指導、検査、監視その他の必要な措置を講ずるものとする。

(食品表示制度の適切な運用の確保)

第十一条 県は、食品の表示の制度の適切な運用を確保するため、監視体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(危機管理体制の整備等)

第十二条 県は、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が発生し、又は拡大することを防止するため、緊急の事態への対処に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第十三条 県は、消費者及び食品関連事業者に対し、食品の安全性に関する調査又は検査の状況その他の食品の安全・安心に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(教育の充実等)

第十四条 県は、食品の安全・安心に関し、学校教育その他の教育及び広報活動を通じて、県民の理解を深めるように適切な措置を講ずるものとする。

(食品安全安心月間)

第十五条 県は、食品の安全・安心についての県民の関心と理解を深めるとともに、食品の安全・安心に関する活動を促進するため、食品安全安心月間を設ける。

2 食品安全安心月間は、毎年六月とする。

(調査研究等)

第十六条 県は、食品の安全・安心に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の収集及び分析並びに調査研究を行うものとする。

(市町村に対する協力)

第十七条 県は、市町村が食品の安全・安心に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものと

する。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第十八条 県は、食品の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を求めるものとする。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県使用済自動車引取業者登録等手数料徴収条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十一号

秋田県使用済自動車引取業者登録等手数料徴収条例

(手数料の徴収)

第一条 県は、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号。以下「法」という。)の規定により引取業者の登録を受けようとする者等から、手数料を徴収する。

(手数料の額)

第二条 手数料の額は、次のとおりとする。

- 一 法第四十二条第一項の規定による引取業者の登録の申請 一件につき 三千円
- 二 法第四十二条第二項の規定による引取業者の登録の更新の申請 一件につき 三千円
- 三 法第五十三条第一項の規定によるフロン類回収業者の登録の申請 一件につき 四千元
- 四 法第五十三条第二項の規定によるフロン類回収業者の登録の更新の申請 一件につき 四千元

(手数料の徴収の時期)

第三条 手数料は、申請があったときに徴収する。

(手数料の不還付)

第四条 既に徴収した手数料は、還付しない。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

(秋田県第一種フロン類回収業者登録等手数料徴収条例の一部改正)

2 秋田県第一種フロン類回収業者登録等手数料徴収条例(平成十三年秋田県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」の規定により「を」第九条第一項の規定による「に」、「者等」を「者及び同法第十二条第一項の規定による第一種フロン類回収業者の登録の更新を受けようとする者」に改める。

第二条第一号中「法第九条第一項の規定による」を削り、同条第二号中「法第十二条第一項の規定による」を削り、同条第三号から第六号までを削る。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第二十二号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成十二年秋田県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第十九条の十八第二項」を「第五十条第二項」に改め、同条第六号口中「仕出し屋」を「仕出屋」に改める。

第三条中「第二十条」を「第五十一条」に改める。

第四条第一項及び第三項中「第二十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条第四項中「貼り付けなければ」を「はり付けなければ」に改める。

第五条第一項中「第十九条の十七第一項」を「第四十八条第一項」に改める。

第六条第一項中「第二十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条第二項第一号中「第五条第一号」を「第三十五条第一号」に改め、同項第二号中「第五条第二号」を「第三十五条第二号」に改め、同項第三号中「第五条第三号」を「第三十五条第三号」に改め、同項第四号中「第五条第三号の二」を「第三十五条第四号」に改め、同項第五号中「第五条第四号」を「第三十五条第五号」に改め、同項第六号中「第五条第五号」を「第三十五条第六号」に改め、同項第七号中「第五条第六号」を「第三十五条第七号」に改め、同項第八号中「第五条第七号」を「第三十五条第八号」に改め、同項

第九号中「第五条第八号」を「第三十五条第九号」に改め、同項第十号中「第五条第八号の二」を「第三十五条第十号」に改め、同項第十一号中「第五条第八号の三」を「第三十五条第十一号」に改め、同項第十二号中「第五条第九号」を「第三十五条第十二号」に改め、同項第十三号中「第五条第十号」を「第三十五条第十三号」に改め、同項第十四号中「第五条第十一号」を「第三十五条第十四号」に改め、同項第十五号中「第五条第十二号」を「第三十五条第十五号」に改め、同項第十六号中「第五条第十三号」を「第三十五条第十六号」に改め、同項第十七号中「第五条第十四号」を「第三十五条第十七号」に改め、同項第十八号中「第五条第十五号」を「第三十五条第十八号」に改め、同項第十九号中「第五条第十五号」を「第三十五条第十九号」に改め、同項第二十号中「第五条第十六号」を「第三十五条第二十号」に改め、同項第二十一号中「第五条第十七号」を「第三十五条第二十一号」に改め、同項第二十二号中「第五条第十八号」を「第三十五条第二十二号」に改め、同項第二十三号中「第五条第十九号」を「第三十五条第二十三号」に改め、同項第二十四号中「第五条第二十号」を「第三十五条第二十四号」に改め、同項第二十五号中「第五条第二十一号」を「第三十五条第二十五号」に改め、同項第二十六号中「第五条第二十二号」を「第三十五条第二十六号」に改め、同項第二十七号中「第五条第二十三号」を「第三十五条第二十七号」に改め、同項第二十八号中「第五条第二十四号」を「第三十五条第二十八号」に改め、同項第二十九号中「第五条第二十五号」を「第三十五条第二十九号」に改め、同項第三十号中「第五条第二十六号」を「第三十五条第三十号」に改め、同項第三十一号中「第五条第二十七号」を「第三十五条第三十一号」に改め、同項第三十二号中「第五条第二十八号」を「第三十五条第三十二号」に改め、同項第三十三号中「第五条第二十九号」を「第三十五条第三十三号」に改め、同項第三十四号中「第五条第三十号」を「第三十五条第三十四号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第二十三号

秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例

秋田県営自然公園施設条例（昭和五十三年秋田県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県営こめつが山荘の項を削る。

第三条中「秋田県営鉢立ビクターセンター、秋田県営素波里ふるさと自然公園センター及び秋田県営玉川温泉ビクターセンターを除く」を「秋田県営祓川山荘、秋田県営鉢立山荘及び秋田県営玉川園地駐車場に限る」に改め、「第六条、第七条及び第九条」を削る。

第六条第一項中「公園施設」の下に「(秋田県営祓川山荘及び秋田県営鉢立山荘に限る。次条及び第九条において同じ。)」を加える。  
第十一条の表秋田県営こめつが山荘の項を削る。  
別表こめつが山荘の項を削る。

## 附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県森林整備担い手育成基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第二十四号

秋田県森林整備担い手育成基金条例の一部を改正する条例

秋田県森林整備担い手育成基金条例(平成五年秋田県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「向上」の下に「、林業労働に係る安全及び衛生並びに森林整備の推進」を加え、「を行い、及び林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第十一条第一項の規定による林業労働力確保支援センターとしての指定を受けた法人に県が貸し付ける」を「に充てる」に改める。

第二条から第四条までを次のように改める。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

## 附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。